

居宅介護支援 重要事項説明書

令和 年 月 日現在

1 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）

氏 名	佐藤 由貴
-----	-------

2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）名	スピカ合同会社
所在地	埼玉県和光市丸山台二丁目8番29号 志幸58JASMINE 205号室
連絡先	電話 048-202-5732 FAX 048-201-3104
代表者名	佐藤 由貴

3 居宅介護支援事業所の概要

（1）事業所の所在地等

事業所名	おむすびケア和光
所在地	埼玉県和光市丸山台二丁目8番29号 志幸58JASMINE 205号室
連絡先	電話 048-202-5732 FAX 048-201-3104
事業所番号	1172300921
管理者名	佐藤 由貴

（2）営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9時～17時

※土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）は休み

（3）職員体制

従業者の職種	職務内容	人員数
管理者 （主任介護支援専門員）	従業者管理及び利用申込みに係る調整、 業務実施状況の把握等を一元的に行います。	常勤 1名
介護支援専門員 （管理者と兼務）	居宅介護支援業務を行います。	常勤 1名
事務職員	請求事務、連絡事務等を行います。	なし

(4) サービスを提供する実施地域

サービス提供地域	和光市、朝霞市、板橋区
----------	-------------

4 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	・おむすびケア和光は、指定居宅介護支援事業を適切に運営するため、必要な人員や管理体制を整えます。 ・利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に寄り添いながら、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、適切な居宅介護支援の提供を行うことを目的とします。
運営の方針	・事業の実施にあたっては、要介護状態になった場合でも、利用者が可能な限り住み慣れたご自宅で、自分の持っている力を活かしながら自立した生活を続けられるよう支援します。 ・利用者の心身の状態や生活環境、ご本人やご家族の希望を踏まえ、利用者自身が選択できるよう配慮し、適切な保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効果的に利用できるよう支援します。 ・利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援を行います。また、提供するサービスが特定の事業者やサービスに偏ることがないように、公平・中立な立場で居宅介護支援を行います。 ・市町村、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、介護保険施設等と連携し、利用者が安心して在宅生活を送れるよう支援します。 ・利用者の人権を守り、虐待防止等に取り組むため、必要な体制を整え、職員への研修等を実施します。

5 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等（例：LINE 間でのビデオ通話）を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説明
☐	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
☐	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
☐	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
☐	移動が不要であるためケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
☐	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
☐	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
☐	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行います。下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	・救急車への同乗 ・入退院時の手続きや生活用品の調達支援 ・家事の代行業務 ・直接の身体介護 ・金銭管理
-----------------	--

6 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、**介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません**。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1 ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると、全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護支援費 (I) (地域区分 4 級地 1 単位：10.84 円)

取 扱 い 件 数 区 分	料 金 (単 位 数)	
	要介護 1・2	要介護 3～5
居 宅 介 護 支 援 (i) ※介護支援専門員 1 人あたりの利用者 45 件未満	11,772 円/月 (1,086 単位)	15,295 円/月 (1,411 単位)
居 宅 介 護 支 援 (ii) ※介護支援専門員 1 人あたりの利用者 45 件以上 60 件未満	5,896 円/月 (544 単位)	7,631 円/月 (704 単位)
居 宅 介 護 支 援 (iii) ※介護支援専門員 1 人あたりの利用者 60 件以上	3,533 円/月 (326 単位)	4,574 円/月 (422 単位)

(2) 加算

加 算 名 称		料 金 (単 位 数)
初 回 加 算		3,252 円/月 (300 単位)
入院時情報連携加算 (I)		2,710 円/月 (250 単位)
入院時情報連携加算 (II)		2,168 円/月 (200 単位)
退院・退所加算	連携 1 回	4,878 円/回

※カンファレンス参加無		(450 単位)
	連携 2 回	6,504 円/回 (600 単位)
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携 1 回	6,504 円/回 (600 単位)
	連携 2 回	8,130 円/回 (750 単位)
	連携 3 回	9,756 円/回 (900 単位)
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,168 円/回 (200 単位)
通院時情報連携加算		542 円/回 (50 単位)
ターミナルケアマネジメント加算		4,336 円/月 (400 単位)
特定事業所加算 (Ⅰ)		5,625 円/月 (519 単位)
特定事業所加算 (Ⅱ)		4,563 円/月 (421 単位)
特定事業所加算 (Ⅲ)		3,501 円/月 (323 単位)
特定事業所加算 (A)		1,235 円/月 (114 単位)
特別地域居宅介護支援加算		所定単位数の 15%
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%
中山間地域等居住者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%
介護職員等処遇改善加算		所定単位数の 2.1%

(3) 減算

減 算 名 称	料 金 (単 位 数)
運営基準減算	所定単位数の 50% で算定
特定事業所集中減算	1 月につき 200 単位を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
業務継続計画未策定減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

(4) その他

交 通 費	ケアマネジャー訪問のための交通費はかかりません。
解 約 料	解約料は一切かかりません。

7 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当ケアマネジャー又は下記窓口までご連絡ください。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	佐藤 由貴
連 絡 先	048-202-5732

(2) その他の相談窓口

和光市長寿あんしん課	048-424-9138
朝霞市長寿はつらつ課	048-463-1921
埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568

8 秘密保持

事業者およびケアマネジャーは、居宅介護支援の提供に際し知り得た利用者やその家族の個人情報および秘密について、正当な理由がない限り第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

個人情報の使用目的や内容については、「居宅介護支援契約における個人情報使用同意書」に記載された範囲内で取り扱い、利用者およびその家族の同意を得た上で、必要最小限の範囲で使用します。

9 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

1 1 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者を求めることができます。
前 6 カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前 6 カ月間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等は、別途資料のとおりです。

1 2 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	佐藤 由貴
-------------	-------

1 3 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1 4 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	佐藤 由貴
--------------	-------

1 5 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(別途資料) 前 6 カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合等

事業所が前 6 カ月間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等は下記のとおりです。

(1) 集計期間

集計期間	令和 7 年 9 月 1 日	から	令和 8 年 2 月 28 日	まで
------	----------------	----	-----------------	----

(2) 前 6 カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

サ ー ビ ス 種 別	利 用 割 合 (%)
訪 問 介 護	30.6 %
通 所 介 護	42.0 %
地 域 密 着 型 通 所 介 護	2.4 %
福 祉 用 具 貸 与	58.0 %

(3) 前 6 カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

サ ー ビ ス 利 用	提 供 事 業 所 名 、 割 合 (%)					
訪 問 介 護	ケアリッツ和光	53.3%	まはろ和光南	30.7%	ミアヘルサ ホームヘルプ和光	16.0%
通 所 介 護	リーシェガーデン 和光デイサービス センター	31.0%	デイサービスセンター ケアサポートわこう	19.4%	エスケア ステーション和光 デイサービス	12.6%
地域密着型通所介護	リハプライド・ 朝霞幸	100%				
福 祉 用 具 貸 与	株式会社フロンテ ィア川口営業所	28.9%	高住研キヨタ 株式会社埼京店	22.5%	医療法人さくら ふじさくら福祉用具	21.1%